

## 邑楽町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付要綱

### (目的)

第一条 この要綱は、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この要綱において「発電システム」とは、住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連結し、かつ、太陽電池の最大出力が一〇キロワット未満の太陽光発電システム（未使用のもの）をいう。

### (補助の対象者)

第三条 補助の対象となる者は、自ら居住する町内の専用住宅または併用住宅（居住部分が二分の一以上であること。）に発電システムを設置した者又は町内に自ら居住するための発電システム付き住宅を購入した者で、平成二十二年四月一日以降に引き渡しを受けた者とする。

### (補助金の額)

第四条 この補助金の交付額は、二〇、〇〇〇円に発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（単位はキロワットとし、小数点第三位を四捨五入する。公称最大出力が三キロワットを超えるシステムにあつては公称最大出力に代えて三キロワットとする。）を乗じて得た額とする。ただし、一、〇〇〇円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (補助金交付申請)

第五条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、発電システムの設置完了日（電力会社と発電システムの電力受給を開始した日）から三十日以内に邑楽町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付申請書・住民登録調査閲覧同意書兼実績報告書（別記様式第一号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

一 発電システムの仕様書の写し

二 発電システムの設置に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し（発電システム付き住宅を購入した場合は、住宅購入に係わる売買契約書及び領収書の写し）

三 発電システムの設置状態を示す写真

四 発電システムの設置場所がわかる案内図等

五 電力会社との電力受給契約書の写し

六 その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付は一発電システムにつき一回限りとし、かつ一申請者当たり一回限りとする。

（補助金の交付）

第六条 町長は、補助金の受給要件を満たすものと認定したときは、邑楽町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付請求書（別記様式第二号）に基づき、速やかにその内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第三号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付の取消し）

第七条 町長は、補助金の対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

一 不正の手段により補助金を受けたとき。

二 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第八条 町長は補助金の交付を取消した場合、該当取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（協力要請）

第九条 町長は、補助金の交付を受けて発電システムを設置した者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供、その他の協力

要請をすることができる。

(委任)

第十条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成二十二年四月一日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

附 則 (平成二二年要綱第一九号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年要綱第二五号)

この要綱は、公布の日から施行する。